○淡路市指名停止基準に関する規程

平成17年４月１日訓令第21号

改正

平成19年３月30日訓令第16号
平成21年３月30日訓令第13号
平成27年12月４日訓令第11号
令和６年10月１日訓令第11号
令和８年９月24日訓令第11号

淡路市指名停止基準に関する規程

（指名停止）

第１条　市長は、入札参加資格者（注１）が別表第１又は別表第２（以下これらを「別表」という。）に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当するときは、淡路市競争入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）の協議を経て、別表に定めるところにより期間を定め、指名停止（注２）を行うものとする。

２　契約担当者（注３）は、建設工事、調査委託、製造の請負及び物品の購入等（以下「建設工事等」という。）の契約のため、指名を行うに際し、前項の規定により指名停止を受けている入札参加資格者を指名してはならない。

３　契約担当者は、第１項の規定により指名停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第２条　市長は、前条第１項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人と同期間の指名停止を併せ行うものとする。

２　市長は、共同企業体が措置要件のいずれかに該当するときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、審査会の協議を経て別表に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第３条　入札参加資格者が一つの事案により措置要件の二つ以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長い期間を適用するものとする。

２　入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、別表に定める期間を２倍にして得た期間とする。

（１）　指名停止の期間中又は当該期間の満了後１年を経過するまでの間に、当該指名停止に係る措置要件のいずれかに該当することとなったとき（次号及び第３号に掲げる場合を除く。）。

（２）　別表第２第１項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後３年を経過するまでの間に、当該指名停止に係る措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき。

（３）　別表第２第２項又は第３項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後３年を経過するまでの間に、これらの指名停止に係る措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

３　市長は、入札参加資格者について指名停止の前に情状酌量すべき特別の理由があるとき、又はその理由が指名停止の決定後明らかになったときは、別表及び前２項の規定により定めた指名停止の期間に２分の１を乗じて得た期間を指名停止の期間とすることができる。

４　市長は、入札参加資格者について、極めて悪質な理由があるとき、若しくは極めて重大な結果を生じさせたと認められるとき、又は極めて悪質な理由が指名停止の決定後明らかになったときは、別表及び第２項各号の規定により定めた指名停止の期間に２を乗じて得た期間を指名停止の期間とすることができる。

５　市長は、指名停止期間中の入札参加資格者が、当該事案について、責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第４条　市長は、別表に定めるところにより指名停止を行う際に、入札参加資格者又はその使用人（以下「入札参加資格者等」という。）が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により、次の各号のいずれかに該当する場合（第３条第２項及び第４項の規定に該当する場合を除く。）の指名停止の期間は、当該各号の規定により算出した期間とする。

（１）　談合情報を得た場合又は市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合において、入札参加資格者等のうち契約権限を有する者から、当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第２第２項第１号に該当したときは、当該措置要件に定める指名停止期間に２を乗じて得た期間とする。

（２）　別表第２第２項に該当する入札参加資格者等について、独占禁止法違反に係る確定判決又は確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令において、主導的事業者であることが明らかになったとき（前号の規定に該当する場合を除く。）は、当該措置要件に定める指名停止期間に２を乗じて得た期間とする。

（３）　別表第２第２項に該当する入札参加者等について、独占禁止法第７条の２第６項の規定の適用があったとき（前２号の規定に該当する場合を除く。）は、当該措置要件に定める指名停止期間に２を乗じて得た期間とする。

（４）　入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第３条第４項に基づく市長又は他の公共団体等の長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになった場合で、当該関与行為に関し、別表第２第２項に該当する入札参加資格者等に悪質な理由があるとき（前３号の規定に該当する場合を除く。）は、当該措置要件に定める指名停止期間に１か月を加算して得た期間とする。

（５）　市職員又は他の公共団体等の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の６第１項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の６第２項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第２第３項に該当する入札参加資格者等に悪質な理由があるときは、当該措置要件に定める指名停止期間に１か月を加算して得た期間とする。

２　市長は、別表第２第２項に該当する入札参加資格者について、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたとき（第３条第２項第３号若しくは第４項又は前項各号の規定に該当する場合を除く。）は、当該措置要件に定める指名停止の期間に２分の１を乗じて得た期間とすることができる。

（指名停止の期間の上限）

第４条の２　前２条の規定による指名停止の期間は、３６か月を上限とする。

（指名停止等の通知）

第５条　市長は、第１条第１項若しくは第２条各項の規定により指名停止を行い、第３条第３項若しくは同条第４項若しくは前条第１項第４号若しくは同項第５号若しくは同条第２項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第３条第５項の規定により指名停止を解除したときは、当該入札参加資格者に対し通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により指名停止の通知をした場合において、必要に応じ当該事案の改善措置について報告を徴することができる。

（随意契約の相手方の制限）

第６条　契約担当者は、指名停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（下請の禁止）

第７条　契約担当者は、指名停止の期間中の入札参加資格者が市発注に係る工事等を下請する

ことを承認してはならない。

（指名停止に至らない理由に対する措置）

第８条　市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（その他）

第９条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、平成17年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令の施行の日の前日までに、合併前の淡路町指名停止基準（平成８年４月１日）、北淡町指名停止基準に関する規程（平成８年北淡町規程第２号）又は一宮町指名停止基準に関する規程（平成９年一宮町規程第５号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成19年３月30日訓令第16号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成19年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令の施行の際現に改正前の淡路市指名停止基準に関する規程に基づき、指名停止を受けている入札参加資格者については、なお従前の例による。

附　則（平成21年３月30日訓令第13号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第２の規定は、施行の日以後に発生した措置要件に係る指名停止から適用し、同日前に発生した措置要件に係る指名停止については、なお従前の例による。

附　則（平成27年12月４日訓令第11号）

（施行期日）

１　この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第２の規定は、施行の日以後に発生した措置要件に係る指名停止から適用し、同日前に発生した措置要件に係る指名停止については、なお従前の例による。

附　則（令和6年10月1日訓令第11号）

（施行期日）

１　この訓令は、令和６年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の淡路市指名停止基準に関する規程の規定は、この訓令の施行の日以後に行われた行為について適用し、同日前に行われた行為については、なお従前の例による。

（施行期日）

１　この訓令は、令和８年10月１日から施行する。

別表第１（第１条、第２条、第３条、第４条関係）

事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
（虚偽記載） １　市発注に係る建設工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、市発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から６か月
（過失による粗雑工事等） ２　市発注に係る建設工事等の施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたとして、会計検査院の検査報告又は監査委員の監査結果に関する報告で指摘され、市発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から３か月
３　市発注以外の国、地方公共団体及びこれらの外郭団体の発注する建設工事等（以下「公共建設工事等」という。）の県内における施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたとして、会計検査院の検査報告で指摘され、市発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から２か月
（契約違反） ４　市発注に係る建設工事等の施工等に当たり、第２項に掲げる場合のほか、次のいずれかに該当したために契約に違反し、市発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
（１）　２か月以上の履行遅滞があったとき。	３か月
（２）　１か月以上２か月未満の履行遅滞があったとき。	２か月
（３）　１か月未満の履行遅滞があったとき。	１か月
（４）　次のいずれかに該当し、再三指摘しても改善しないと	

き。	
ア　公害防止及び危険防止対策が不良のとき。	３か月
イ　工程管理、資材管理又は労務管理が不良であるとき。	１か月
（５）　正当な理由なく、監督員又は検査員の指示に従わないとき。	１か月
（６）　過失により個人情報の漏えい（記録された媒体の紛失を含む。）の事故を生じさせたとき。	
ア　特定個人情報を含む情報漏えいの事故	３か月
イ　その他の事故（注４）	１か月
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）	
５　市発注に係る建設工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から
（１）　死亡者を生じさせたとき。	６か月
（２）　負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。	３か月
（３）　火災、水害その他重大な影響を及ぼす事故を生じさせたとき。	６か月
６　市発注以外の建設工事等（以下「一般建設工事等」という。）の県内における施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から
（１）　死亡者を生じさせたとき。	３か月
（２）　負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。	２か月
（３）　火災、水害その他重大な影響を及ぼす事故を生じさせたとき。	３か月
（安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故）	
７　市発注に係る建設工事等の施工等に当たり、安全管理の措	当該認定をした日から

置が不適切であったために建設工事等関係者に死亡者又は重傷者（注５）を生じさせたと認められるとき。	
（１） 死亡者を生じさせたとき。	４か月
（２） 重傷者を生じさせたとき。	２か月
８ 一般建設工事等の県内における施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために建設工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から２か月
（その他）	
９ 第１項から第８項までに掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当したために、市発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
（１） 入札参加資格者等が、市発注の建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札に際し、担当職員の指示に従わなかったとき。	１か月
（２） 入札参加資格者等が、市発注の建設工事の低入札価格調査に関して不誠実な行為をしたとき。	３か月
（３） 市発注建設工事の受注者又はその下請業者が暴力団員等から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注者への報告を怠り又は警察に届けなかったとき。	３か月以上

別表第２（第１条、第２条、第３条、第４条関係）

不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
（贈賄）	
１ 入札参加資格者等が、次に掲げる者に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴をされたとき。	逮捕、書類送検又は起訴を知った日から
（１） 市の職員	１２か月
（２） 市内の他の公共機関（注６）の職員	９か月
（３） 市外の他の公共機関の職員	６か月

（独占禁止法違反行為） 2　入札参加資格者等が、独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反し、次の各号のいずれかに該当したために建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
（１）　入札参加資格者等が次に掲げる建設工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。	
ア　市発注の建設工事等	１２か月
イ　市内の一般建設工事等	８か月
ウ　市外の一般建設工事等	４か月
（２）　入札参加資格者等が次に掲げる建設工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。	
ア　市発注の建設工事等	１８か月
イ　市内の一般建設工事等	１２か月
ウ　市外の一般建設工事等	６か月
（競売入札妨害又は談合） 3　入札参加資格者等が、競売入札妨害又は談合の容疑により、次の各号のいずれかに該当したとき。	逮捕又は書類送検を知った日から
（１）　市発注の建設工事等に関し、逮捕又は書類送検されたとき。	１８か月
（２）　市内の公共建設工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	逮捕、書類送検又は起訴を知った日から １２か月
（３）　市外の公共建設工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	６か月
（補助金の不正受給を目的とした不正行為） 4　業務に関し、入札参加資格者等が、補助金等（注７）の不	逮捕又は書類送検を知

正受給を目的とした不正行為により、次に掲げる事業等（補助事業等（注８）又は間接補助事業等（注９））に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第２９条若しくは第３０条又は詐欺の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	った日から
（１） 市の事業等	１２か月
（２） 県及び県内他市町の事業等	９か月
（暴力団関係）	
５ 警察の確認、通報等により、次の各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。	当該認定をした日から
（１） 暴力団員が役員として入札参加資格者の経営に関与（実質的に関与している場合を含む。）していること。	１２か月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで
（２） 入札参加資格者が、暴力団員を相当の責任の地位にある者（注１０）として使用し、又は代理人として選任していること。	６か月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで
（３） 入札参加資格者又はその役員その他経営に実質的に関与しているか、若しくは相当の責任の地位にある者（以下「役員等」という。）が、自社、自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用したこと。	６か月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで
（４） 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金的援助等の経済的便宜を図ったこと。	３か月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで
（５） 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められること。	６か月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで
（建設業法違反行為）	
６ 建設業法（昭和２４年法律第１００号）の規定に違反し、	当該認定をした日から

次の各号のいずれかに該当したために、市発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
（１） 入札参加資格者等が、次に掲げる建設工事等に関し、建設業法違反の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア 市発注に係る建設工事等	９か月
イ 県内の一般建設工事等	８か月
ウ 近畿府県の区域内（注１１）の一般建設工事等	６か月
エ 近畿府県の区域外の一般建設工事等	３か月
（２） 入札参加資格者が、次に掲げる建設工事等に関し、建設業法第２８条及び第２９条の規定により、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。	
ア 市発注に係る建設工事等	６か月
イ 県内の一般建設工事等	５か月
ウ 県外の一般建設工事等	３か月
（３） 入札参加資格者が、建設業法第２８条の規定により、指示処分を受けたとき。	
ア 市発注に係る建設工事等	３か月
イ 県内の一般建設工事等	２か月
ウ 県外の一般建設工事等	１か月
（不正又は不誠実な行為）	
7 入札参加資格者等が、不正又は不誠実な行為をし、次の各号のいずれかに該当したために、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
（１） 業務に関し、入札参加資格者又はその役員等が次に掲げる建設工事等において、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア 市発注に係る建設工事等	９か月
イ 県内の一般建設工事等	８か月

（２） 業務に関し、前号に規定する者以外の入札参加資格者等が次に掲げる建設工事等において、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア 市発注に係る建設工事等	６か月
イ 県内の一般建設工事等	５か月
（３） 業務に関し、入札参加資格者等が、脱税行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	３か月
（４） 業務に関し、入札参加資格者等が次の区域内における自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和３７年法律第１４５号）違反により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア 市内	２か月
イ 県内	１か月
（５） 別表第１並びに第１項から前項まで及び第１号から前号までに掲げる場合のほか、業務に関し、入札参加資格者等が次に掲げる建設工事等において、業務関連法令（注１２）に重大な違反（注１３）をしたとき。	
ア 市発注に係る建設工事等	３か月
イ 県内の一般建設工事等	２か月
（その他）	
８ 別表第１及び第１項から前項までに掲げる場合のほか、入札参加資格者等が次の各号のいずれかに該当したため、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
（１） 入札参加資格者又はその役員等が、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により起訴され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治４０年法律第４５号）の規定による罰金刑を宣告されたとき。	３か月
（２） 入札参加資格者が、金融機関から取引停止となったと	取引再開まで

き。	
（３） 受注者又はその請負業者が、暴力団員等から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注者への報告を怠り、又は警察に届け出なかったとき。	３か月以上
（４） 業務に関し、入札参加資格者等が、脅迫的・暴力的言動により市職員を畏怖させ若しくは威圧する行為又は市職員に対して長時間にわたる執拗な抗議等を繰り返し、当該職員の執務を妨害する行為をしたとき。	１２か月
（５） 前各号に掲げるもののほか、市長が審査会の議を経て指名停止の措置を必要と認めたとき。	１８か月以内

（注１） 入札参加資格者とは、市が発注する建設工事又は製造の請負、物件の買入れ等の競争入札に参加しようとする者として登録されている者をいう。

（注２） 指名停止とは、一定の要件に該当するため、建設工事等を受注させるにふさわしくない入札参加資格者について、市長が契約担当者に対して一定の期間、指名の対象外とすることを定める措置をいう。

（注３） 契約担当者とは、市長及びその委任を受けて契約を締結する権限を有する者をいう。

（注４） その他の事故とは、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成２８年個人情報保護委員会規則第３号）第４３条第１号、第２号又は第４号の規定に該当し、市が個人情報保護委員会に報告することとなった事故をいう。

（注５） 重傷者とは、傷病程度が全治３０日以上の治療を必要とする者をいう。

（注６） 公共機関とは、贈賄罪が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、公社、公団等）をいう。

（注７） 補助金等とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２条第１項に規定されるもの又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３２条の２に基づく現金的給付をいう。

（注８） 補助事業等とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

（注９） 間接補助事業等とは、国以外のものが国から補助金等の交付を受け、それを財源として交付する給付金の対象となる事務又は事業をいう。

（注１０） 相当の責任の地位にある者とは、役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人のことをいう。

（注１１） 近畿とは、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県及び和歌山県の区域をいうが、市長の判断により、隣接府県等を含めることができる。

（注１２） 業務関連法令とは、次のものをいい、これらの業務関連法令に違反する理由があっても、公衆損害事故、工事等関係者事故等別に措置要件で定めているものは、別表第２第７項第５号による指名停止措置の対象ではない。

ア 労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）等の労働者使用関連法令

イ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）、騒音規制法（昭和４３年法律第９８号）等の環境保全関連法令

ウ　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）等建築関連法令

エ　刑法、道路交通法（昭和２７年法律第１８０号）等の業務に関する規定

（注１３）　重大な違反とは、当該法令違反により監督官庁から処分を受けた場合、又は同法令違反容疑で逮捕、書類送検又は起訴された場合等をいう。